

令和元年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた 社会実験実施業務委託 公募仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和元年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市では、都市計画に関する基本的な方針である「第2次沼津市都市計画マスタープラン」や、中心市街地を魅力とにぎわいに満ちた都市の顔として将来にわたって維持していくための指針である「沼津市中心市街地まちづくり計画」を策定し、持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

また、中心市街地が都市の顔として人が集まり楽しく快適に過ごせる魅力的な空間となるよう検討を深めていくため、平成29年度に「まちづくり戦略会議」を開催し、中心市街地の現状と課題等を整理するとともに、市の重要施策である沼津駅周辺総合整備事業の推進を見据え、まちづくりの新たな潮流である「ヒト中心のまちづくり」を市民・事業者・行政が一体となって戦略的に推進していくため、現在、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」の策定に取り組んでいるところである。

本業務の対象区域である都市計画道路七通線については、これまでの公共投資により一定の空間ストックが整備されているものの、全面的な供用開始までに時間を要すことから、施設の規模に対して歩行者通行量及び自動車交通量が乏しい現状がある。

こうした状況を逆に活かし、将来的な他地域への波及等も見据え、人が集まり、滞留する空間を創出するための社会実験を実施することで、市民等に「ヒト中心のまちづくり」を体感してもらうとともに、人を呼び寄せるイベント等が容易に開催できるなど、公共空間の多機能化・高質化に必要な仕組みや整備等について検討するものである。

本業務の履行にあたっては、周辺の商店街や沿道事業者、地域住民との連携・調整に加え、沿道の駐車場、低未利用地の活用など、多様なステークホルダーによる取り組みを促すとともに、本市が目指すべき具体的な将来像と課題を明確化し、沼津駅周辺の公共空間をヒト中心の空間に再編するための様々な検討を行うものとする。

(業務対象範囲)

第3条 本業務は、別紙1に示す区域を中心に実施するものとし、具体的な区域は本市との協議を経て決定するものとする。

(準拠する法令等)

第4条 本業務は、本仕様書及び企画提案書をもとに別に定める特記仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 道路法
- (4) 道路交通法
- (5) 道路構造令
- (6) 建築基準法
- (7) 駐車場法
- (8) 静岡県業務委託共通仕様書
- (9) 沼津市業務委託契約約款
- (10) その他関係法令等

(業務計画書)

第5条 受託者は、本業務を実施するにあたり、速やかに実施体制等を示した業務計画書を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、業務計画書の書式については任意書式とする。

(貸与資料)

第6条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。

- ① 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託 報告書
- ② 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託 報告書
- ③ 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託 報告書
- ④ 中心市街地歩行者交通量調査結果
- ⑤ 都市計画道路等の現状調査結果

※ 都市計画道路七通線の計画平面図については、別添参照のこと

(関連業務等)

第7条 本業務は、別途発注の下記業務委託により策定する「沼津市中心市街地まちづくり戦略」の主旨を踏まえて実施するものとし、実施にあたっては、市及び関係者と緊密に連携すること。

- ・平成31年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託

(疑義)

第8条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、本市及び受託者が協議の上、定めるものとする。

第2章 業務内容

(業務の内容)

第9条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 計画作成

実験実施にあたり、実施計画書を作成し、本市の承認を受けるものとする。

実施計画書には、実施箇所、内容、スキーム、スケジュール、効果の検証方法及び管理・運営体制、周辺の商店街や沿道事業者等との連携方法を記載する。

(2) 社会実験の実施

① 人が集まり、滞留する魅力的空間の創出

業務対象範囲において、車両交通を制限（排除）し、人が集まり、楽しく快適に過ごせる空間、ヒト中心の居心地の良い空間を創出するとともに、周辺の商店街や沿道事業者と連携を図り、にぎわいの演出に向けた魅力的な企画を提案し、運営するものとする。

また、道路空間に加え、沿道の民間が所有する駐車場又は低未利用地等を一体的に活用し、これらの利用転換に繋げるものとする。

なお、基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ・車両の全面通行止め又は片側一方通行などにより車両交通を制限（排除）し、道路を歩行空間化する。
- ・交通制御によって生まれる道路空間は、芝生やコンテナハウス、椅子・机等を設置し、歩行者が気軽に訪れることができ滞留しやすい構成とするなど、創意工夫により、住む人・訪れ

る人にとって楽しく快適に過ごせる空間、居心地の良い空間を創出・演出し、沿道のにぎわいづくりを行う。

- ・起業者等による出店を促すなど、潤いのある空間と魅力あるコンテンツが一体となった中心市街地の将来像を可視化するものとする。
- ・周辺の商店街や沿道事業者等と連携を図り、オープンスペースを活用するものとする。
- ・道路空間に加え、沿道の民間が所有する駐車場や低未利用地等を一体的に活用し更なる人の流れを呼び込むことにより、これらの土地における利用転換に繋げる企画を提案し運営する。
- ・業務対象範囲のほか、沼津駅北口駅前広場などの公共施設を一体的に活用する提案も受け付ける。
- ・本業務の実施にあたっては、警備員を配置するなど必要な安全対策を講じるものとする。

② 実施期間

実施期間及び時間帯は、11月頃の平日、休日を含む4日以上の日数で提案するものとし、市と協議の上決定するものとする。

③ 事業の周知

実験実施にあたっては、チラシ及びポスターを作成するほか、SNSを活用するなど広く情報発信を行うものとする。

また、交通規制の案内看板を作成するなど、必要な事前告知等も併せて行う。

④ 関係機関協議

実験実施にあたり、道路管理者、警察等関係機関との協議に必要な資料を作成するものとする。

なお、許可申請等は業務の進捗に併せて本市が行う。

⑤ 説明会の運営支援

近隣の商業者（周辺商店街等）や地域住民（自治会関係者等）を対象とした説明会を開催し、必要な資料作成、事業説明、意見対応、議事要旨の取りまとめを行うものとする。

なお、説明会は4回（各2回）を想定する。

⑥ 必要備品等に関する考え方

実験実施に際して必要な備品等については、その内容、数量、調達方法等について市と協議の上決定するものとする。民間駐車場等の賃借料や備品の賃借（レンタル）料、購入費については原則受託者が負担するものとする。

(3) アンケート調査

社会実験の感想、満足度、ニーズ等を把握するため、来街者等アンケート調査を実施する。対象、サンプル数、アンケート内容等については、企画提案書を原案として、他の調査項目等とのバランスを含めて、市と協議の上決定する。

また、出店した事業者等を対象として、当該事業を実施するにあたり道路空間に必要な仕組みや整備等に関するニーズ等を調査する。

(4) 社会実験に伴う動線調査

① 動線調査

社会実験による自動車・自転車・歩行者の周辺への回遊性や影響等を把握するための動線調査を実施する。実施箇所、実施方法、頻度等については企画提案書を原案として、他の調査項目等とのバランスを含めて、市と協議の上決定する。

② 調査結果の分析

動線調査の結果について分析し、第7条に示す関連業務を踏まえ課題等を取りまとめる。

(5) 社会実験による課題整理

社会実験結果、アンケート調査結果、動線調査結果を踏まえて課題等を整理する。

(6) 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目の段階において打合せ協議を実施するものとする。(打合せ協議は、初回、中間1回、最終の計3回を想定する。)

(7) 報告書作成

上記の検討結果を踏まえ、本市の中心市街地のまちづくりへの提言を含め、報告書として取りまとめる。

(成果品)

第10条 本業務に伴う成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書 A4版 3部(「本編」「概要編」「参考資料・データ集」としてとりまとめる)

(2) 電子データ 1式(CD-R又は同等以上の電子媒体)

電子データは「静岡県電子納品運用ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づき作成する。

業務対象範囲

公共空間再編に向けた社会実験を実施する箇所は

下図に示す緑色着色箇所内で設定すること。



※ 具体的な区域は本市との協議を経て決定するものとする。